

## ☆看護師に過重な負担 鳥取養護学校

読売新聞 2015年08月22日

<http://www.yomiuri.co.jp/local/tottori/news/20150821-OYTNT50207.html>

> 鳥取養護学校（鳥取市）の看護師6人中5人が一斉に辞職し、医療的ケアが必要な児童・生徒が通学できなくなった問題で、県教委は21日、看護師に過重な負担がかかっていたなどとする調査結果を公表した。学校側に保護者の要望に対応する仕組みがなかったことが主な原因とし、改善策案も示された。

教職員や元看護師らに聞き取り調査を実施して検討し、県議会総務教育委員会で報告した。

医療的ケアは本来、主治医の意見書をもとに学校医が決め、変更も同様に検討する。

しかし、調査結果によると、同校には、保護者の要望を検討する仕組みがなく、看護師らが直接聞き、ほぼすべて受け入れる状態になっていた。看護師の負担増加に伴い、要望通りのケアが実施されない事態も発生。保護者からの苦情も看護師が受けたという。

看護師の待遇を巡っては、有給休暇が取れず、無報酬での時間外勤務があったことも判明。県教委は、改善策として▽保護者からの相談・要望窓口を教頭と学部主事に明確化▽看護師の増員——などを挙げた。

一方、夏休みが明ける26日以降も、看護師が不足する見通しであることを報告。県立中央病院などから3人の応援を受けても5、6人体制となる見通しで、ケアに保護者の協力が必要という。県教委は「問題点の改善を図り、看護師確保を進めたい」としている。

…などと伝えています。

## ☆ケアの要望、書面对応 養護学校問題

朝日新聞 2015年8月22日

<http://digital.asahi.com/articles/ASH8P53HCH8PPUUB00C.html>

> 県立鳥取養護学校（鳥取市）で非常勤の看護師が一斉に辞職を申し出て、医療的ケアが必要な児童・生徒の一部が登校できなくなった問題で、県教育委員会は21日、保護者からの要望は書面で受け付けるなどの「改善案」を示した。同日の県議会総務教育常任委員会で報告された。

県教委は6、7月に看護師と教職員の聞き取り調査を実施。その結果、保護者からのケア内容の変更などの要望について学校側で検討する仕組みがないため、全てを受け入れる形になり、看護師の負担増につながっていたことなどが問題点として挙げられた。

改善案は保護者からの要望を受け付ける様式を定め、看護師や学校医の意見を反映して文書で受け入れ可否を回答することなどの対応要領を作成することが盛り込まれた。

看護師も1日5人体制から6人体制にするとしたが、学校が確保した非常勤看護師は9月1日時点で3人。当面は県立中央病院などから応援を受ける。またケアの集中する昼休みは、一部の児童・生徒について、それぞれの保護者にケアをしてもらうことになるという。

…などと伝えています。

## △△8月21日 鳥取県議会総務教育常任委員会

<http://www.pref.tottori.lg.jp/246153.htm>

> 【教育委員会】

○報告事項（PDF：1479KB）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/966823/0821kiyouiku.pdf>

> ・H27年度第1回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について…P8

・鳥取養護学校における医療的ケア等の体制整備について…P10

…などの掲載があります。以下該当部分書面です。

## 平成27年度第1回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会の概要について

平成27年8月21日  
特別支援教育課

本県の特別支援学校における医療的ケアの現状と課題を踏まえ、常勤看護師（医療的ケアコーディネーター）及び医療的ケア実施の判断に係るスーパーバイザーについて協議を行うため、「第1回鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会」を開催しました。

### 1 日時・場所

- (1) 日時 平成27年7月30日（木）午後2時から4時まで
- (2) 場所 鳥取県西部総合事務所

### 2 協議内容

#### (1) 常勤看護師（医療的ケアコーディネーター）の配置について

##### 【提案した方向性】

関係特別支援学校において、常勤看護師（医療的ケアコーディネーター）を医療的ケアの調整役に位置づけることによって、医療的ケアの実施について中心的な役割を果たし、医療的ケアの手技・手順等の確認や確実な伝達、保護者や看護師、教職員の間の共同体制を構築することを目指す。

##### 【意見】

- ・常勤看護師の配置により、医療的ケアに関して看護師の総括役となることが期待される。学校組織の中の位置づけを明確にするとともに、医療的ケアを行う際の判断の範囲や権限の整理が必要である。
- ・常勤看護師の配置に併せて、医療的ケアも含めた教育の質の向上を目指すことが重要であるため、教員の中にもコーディネーターが必要である。
- ・学校現場における医療的ケアであることを、教員及び学校看護師がともに認識していることは重要であり、教員への研修の充実が求められる。

#### (2) 医療的ケア実施の判断に係るスーパーバイザー～教育支援チームの派遣～について

##### 【提案した方向性】

就学先決定に関して市町村への助言・支援を目的としている「教育支援チーム」の業務を拡充し、県立特別支援学校における医療的ケア実施に関する助言や学びの場の決定に関する助言を受けることができるようにする。

##### 【意見】

- ・通学による教育か訪問による教育かを検討する際には、学校における教育課程や内容について十分に説明できることが必要である。幼児児童生徒への教育の充実を目指し、判断の選択肢が広がるための教育支援チームの派遣を期待する。
- ・教育支援チームの医療的ケア担当には、幼児児童生徒一人一人の実態を把握した上での助言が求められてくるので、圏域等の状況に応じた体制づくりが必要である。
- ・教育支援チームの派遣依頼を行うまでの、教育相談の体制整備の充実が求められる。今後、主治医とのコミュニケーションも含めた関係者による検討の場づくりが必要である。

### 3 協議会を踏まえた対応策

- ・常勤看護師の配置を含めた学校組織体制の検討及び常勤看護師の業務内容の整理を行う。
- ・教育支援チームの委嘱メンバーの検討及び学校内における教育相談体制の整備を検討する。

### 4 出席者

委員7名、オブザーバー2名、事務局3名

#### (1) 委員

氏名	所属	備考
汐田 まどか (しおた まどか)	鳥取県立総合療育センター 副院長	
星加 忠孝 (ほしか ただたか)	鳥取県立中央病院 小児科医長	
勝田 睦子 (かつた むつこ)	鳥取県立皆生養護学校 養護助教諭	
水田 弘見 (みずた ひろみ)	広島県教育委員会特別支援教育課 総括指導主事	
田畑 有望 (たばた ゆみ)	鳥取県立倉吉養護学校 保護者	欠席
仲野 真由美 (なかの まゆみ)	鳥取看護大学 准教授	
玉崎 章子 (たまさき あきこ)	鳥取大学医学部脳神経小児科 助教	
森本 靖子 (もりもと やすこ)	公益社団法人鳥取県看護協会 専務理事	

#### (2) オブザーバー

氏名	所属
福谷 紀男 (ふくたに のりお)	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課 課長
河本 史幸 (かわもと ふみゆき)	鳥取県立皆生養護学校 校長

#### (3) 事務局

氏名	所属
田中 規靖 (たなか のりやす)	鳥取県教育委員会 次長
足立 正久 (あだち まさひさ)	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長
野口 明紀 (のぐち あきのり)	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 指導主事

### 5 今後の開催予定

第2回 9月4日(金)開催予定

第3回 10月23日(金)開催予定

## 鳥取養護学校における医療的ケア等の体制整備について

平成27年8月21日

特別支援教育課

教育総務課

鳥取養護学校において、平成27年5月22日に看護師（非常勤職員）全員（6人）が辞意を表明し、その後結果として5人の看護師が辞職したため、同校において医療的ケアを要する児童・生徒の一部が登校できない事態となったことを受け、このような事態の再発防止等を目的として教育総務課行政監察担当が調査を行いました。

調査結果を踏まえて、鳥取養護学校及び特別支援教育課で改善策を検討しているところですが、その検討状況を報告します。

調査結果における改善提案	具体的改善策（案）
<p>(1) 医療的ケアの内容・方法等の決定について</p> <p>①医療的ケアの内容の決定・変更方法</p> <p>○学校医の指示書によるケアの決定・変更の徹底と学校における内容の検討</p> <p>②医療的ケア等に係る保護者からの要望の反映方法等</p> <p>○保護者からの要望の処理手順の明確化と看護師・学校医意見の反映</p> <p>○要望内容・処理結果の文書化</p> <p>○要望・苦情等への対応要領の作成</p> <p>○医療的ケアの基本手順の制定</p> <p>○ケアのタイムスケジュールに関する保護者との共通理解の醸成</p> <p>○各児童・生徒に係る医療的ケアに関する手順の再整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア内容の決定（・変更）については、書面で申請することを保護者に対して周知徹底するため、6月26日の保護者説明会の時に説明したところである。なお、今後も年度当初の医療的ケアに関する保護者面談、医療的ケア説明会及び学期末懇談の機会をとらえて説明する。</li> <li>・ケア内容の決定（・変更）方法を図式化するなど、教職員に対して徹底する。</li> <li>・ケア内容が学校で対応できる範囲かどうか、学校医、看護師が参加した校内委員会で十分検討を行う。</li> <li>・「医療的ケアが必要な県立特別支援学校幼児児童生徒学習支援事業実施要項」にケア内容の変更手続きを明記する。（10月中に要項改正する予定。）</li> <li>・児童・生徒の状況や学校の運営体制によるケア内容の変更（水分の注入量、ケア時間の変更等）については、あらかじめ保護者、主治医、学校医、看護師等と協議をして定めておく。</li> <li>・保護者からの相談・要望窓口を学校管理職（教頭、学部主事）として明確化した。</li> <li>・保護者からの要望等に対する「対応要領」を作成（夏休み明けまでに）する。 （処理を確実にを行うための「様式」の作成、要望等に対しては「文書」で回答することなどについて規定。）</li> <li>・学校における医療的ケアに関する考え方（タイムスケジュールに関する保護者との共通認識の醸成を含む。）について、年度当初の医療的ケアに関する保護者面談及び医療的ケア説明会で説明するとともに、学期末懇談の機会をとらえて説明する。</li> <li>・現在作成されている児童・生徒個人別の医療的ケアに関する手順書を保護者と再点検する。</li> </ul>